

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	生活安定応援事業の実施に伴う委託について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

(担当部課： 福祉部地域福祉課)

担当係 福祉計画係 担当者 田上 内線 (3415)

事業の概要

事業名	生活安定応援事業による相談業務委託
担当課	福祉部地域福祉課
目的	低所得者に対し相談業務を通し、生活安定のための施策を紹介し、都社協実施の貸付業務申請の窓口となる。
対象者	別紙のとおり
事業内容	<p>一定の要件による低所得者を対象に、生活安定のための相談業務を実施し、きめ細かの支援策の紹介をおこなう。</p> <p>相談者本人の所得等個人情報を聴取したうえ、要件に該当する者に対し貸付業務を案内し、実施主体である東京都社会福祉協議会への申請窓口業務を実施する。</p>

別紙(その他の業務委託等)

- ◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◆2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告
- ◇3. その他の委託(第14条第1項)・・・事後報告

件名 生活安定応援事業の実施に伴う委託について

保有課(担当課)	地域福祉課
登録業務の名称	生活安定応援事業
委託先	社団法人 東京福祉士会
委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙収集情報一覧のとおり
委託理由	窓口での生活安定化に向けての相談業務をかねており、区の施策だけでなく多様な支援に対し情報提供を期待するため。
委託の内容	本人が同意の上提供した個人情報等が貸付要件に該当しているか確認し、貸付申請のための支援と窓口受付業務をおこなう。
委託の開始時期及び期限	平成20年 8月 1日 から 平成 23年 3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。また、情報保護体制の確認を定期的に行なう。
受託事業者に行わせる情報保護対策	提供された情報は施錠できる金庫に保管する。また、個人情報取扱者及び責任者を登録させ文書にて名簿を提出させる。

生活安定化応援事業について

1 生活安定化総合対策事業

(1) 目的

ア 個人都民税の対象としていた低所得者層のうち、生活の安定に向けた支援を真に必要とする者を対象とし、平成20年度から緊急総合対策を実施する。

イ 生活安定、正規雇用への意欲と可能性を持つ者に対してきめ細かな支援を行い、生活の安定を促し安全安心が確保された活力ある東京を実現する。

(2) 内容

別紙1の通り

(3) 実施主体

東京都

2 各事業の内容

(1) 生活安定応援事業

ア 目的

区に低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、低所得者の安定した生活の確保を図る。

イ 実施主体

実施主体は東京都とし、その実施を区に委託する。区は生活安定化総合対策事業のうち、生活安定応援事業を東京都からの受託事業として実施する。

ウ 対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 世帯の生計中心者であること

(イ) 単身世帯は課税所得が年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること

(ウ) 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること

(エ) 土地、建物を所有していないこと

(オ) 都内に引き続き1年以上在住していること

(カ) 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

エ 実施内容

(ア) 基本的事項の聴取

(イ) 制度全体の説明及び対象者の確認

(ウ) 各種支援メニューの紹介

①生活サポート特別貸付事業の対象資格の確認及び受付

②東京都が指定する職業訓練、就職のための講座の紹介

③就職チャレンジ支援事業の対象資格の確認及び受付

④チャレンジ支援貸付事業の対象資格の確認及び受付

⑤その他関連施策の紹介

(エ) 申請書類の東京都社会福祉協議会への送付

(2) 生活サポート特別貸付事業

生活安定、安定就労への意欲と可能性を持つ低所得者に対して貸付を行うことにより生活の安定化を支援する。区は生活安定応援事業により面接を行い、申込に必要な要件の証明書類等を確認し、東京都社会福祉協議会へ必要書類を送付する。

ア 生活資金貸付

生活安定、安定就労への意欲と公共職業訓練等を受ける意思がある者に対して生活資金を無利子で貸し付ける。

貸付限度額 60万円

イ 就職等一時金貸付金

公共職業訓練等を受けた就職内定者に対し、就職に必要な資金を無利子で貸し付ける。

貸付限度額 50万円

ウ チャレンジ支援貸付事業

(ア) 学習塾等受講料貸付金

学習塾等の受講費用を捻出できない低所得者に対し、学習塾、各種受験対策講座等に必要経費の貸し付けを行なう。

※貸付限度額 中学3年生 15万円、高校3年生 20万円

(イ) 大学受験料貸付金

大学等（各種・専修学校含む）受験料を捻出できない低所得者に対し貸し付けを行なう。

※貸付限度額 高校3年生 1回 3万5千円 3回（校、学部）を限度。

(3) 就職チャレンジ支援事業

正規雇用への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者が職業的、経済的に自立することを目的とする。区は事業の内容を説明し申込に必要な要件の証明書類等を確認し、都等への窓口へつなげる。

3 期間

平成20年8月1日から平成23年3月31日まで

4 方法

社団法人 東京社会福祉士会への委託による実施を予定。

5 場所

旧新宿第1保育園跡施設（新宿7-26-4：区民健康センター2階）

6 受付時間等

受付開設時間は、月から金曜日（祝祭日を除く） 9時から17時まで（予約制による相談とし、予約設定時間は 9時から15時まで）。

7 周知方法

該当要件等詳細を記載したチラシを関係部署にて窓口配付を予定。ただし、区立中学3年生については、学校を通じてチラシを個別に配布して周知する。

収集予定個人情報リスト

	項目	証明書類等	該当事業
1	氏名	・住民票 ・免許証 ・健康保険証等	全般
2	生年月日	・住民票 ・免許証 ・健康保険証等	同上
3	住所登録地	・住民票 ・免許証 ・健康保険証等	同上
4	連絡先	・電話番号	同上
5	世帯構成	・住民票	同上
6	収入の状況	・課税証明書	同上
7	財産等所有状況	・賃貸借証明書 ・預金通帳等	同上
8	就労状況	・雇用保険被保険者 資格取得届出確認 照会回答書 ・身分証明書等	同上
9	保証人情報	・住所、氏名、生 年月日、世帯主 名 ・所得	貸付事業
10	就学状況	・入学許可書 ・受講決定書等	同上
11	貸付先情報	・口座番号(振込 先) ・受講証明書等	同上
12	印鑑登録証明	・印鑑登録証明書	同上
13	受験申込書	・学校案内 ・受験申込書等	同上

追加収集予定個人情報リスト

	項目	証明書類等	該当事業
14	貸付金 返済状 況	・都社協への 問合せ (償還残額の お知らせ)	返済に際しての相談
15	就職内 定先	・内定通知	返済に際しての相談
16	職業訓 練受講 状況	・受講先への 問合せ	返済に際しての相談

※本人同意による情報集収

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

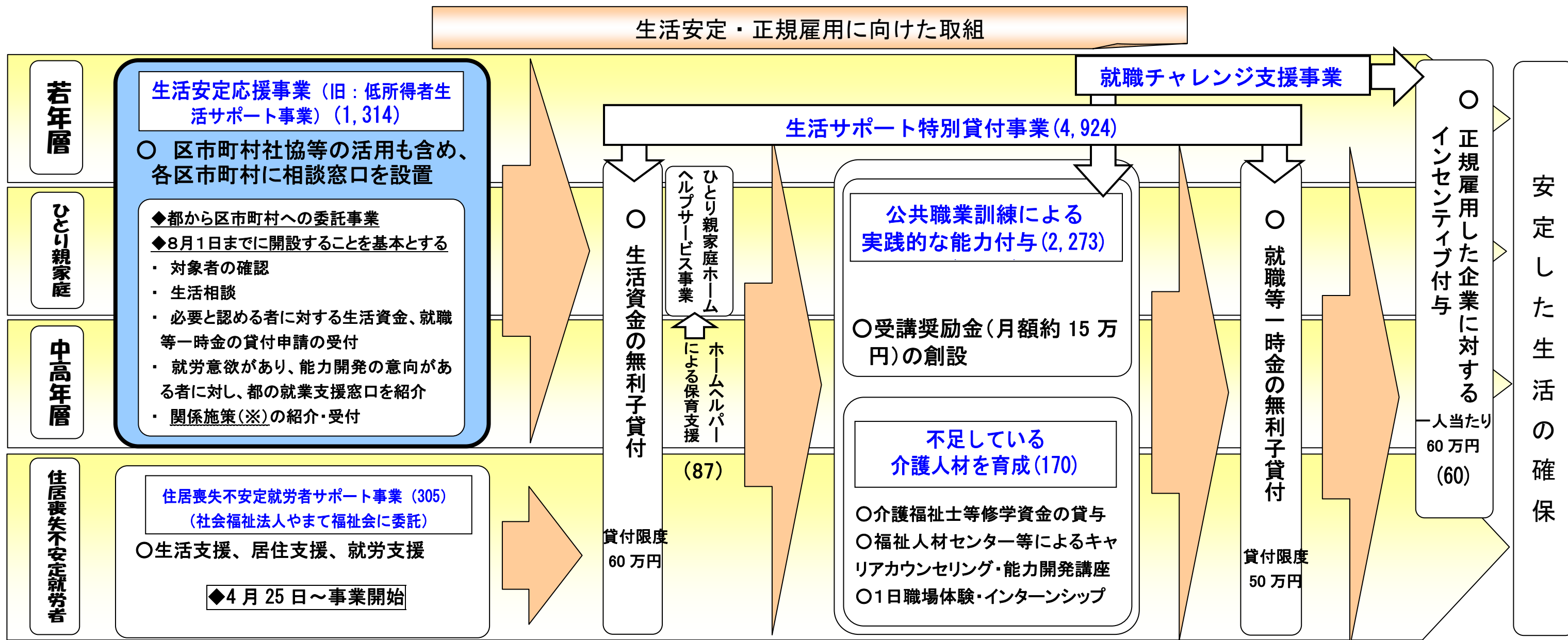
生活安定化総合対策事業（緊急総合対策3か年事業）

（旧：低所得者生活安定化プログラム）

【平成20年度予算】（ ）内単位百万円

コンセプト

- 個人都民税減税の対象としていた低所得者層のうち生活の安定に向けた支援を真に必要とする者を対象とし、平成20年度から緊急総合対策を実施する。
- 生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ者に対して、きめ細かな支援を行い、生活の安定を促し、安全、安心が確保された活力ある東京を実現する。



※ 関係施策

低所得者家庭の子ども

- チャレンジ支援貸付事業（旧：低所得世帯児童向け貸付金）（550）（区市町村相談窓口で受付）
学習塾等受講料貸付金 大学受験料貸付金

ひとり親家庭

- ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業（職業訓練支援事業、親子心のふれあい事業）

その他関係施策等

- 債務整理相談
- 健康相談、住宅相談 等